

美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、美祢市立小中学校管理規則(平成20年美祢市教育委員会規則第12号)第31条第2項の規定に基づき、学校事務の共同実施組織における組織、運営及び業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同実施)

第2条 学校事務の共同実施は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 学校事務の効率化及び集中化を図るとともに、教員が教育に専念できるような環境を整備するため、学校における事務処理の体制づくりを確立すること。
- (2) 学校が主体的に教育活動を行うとともに、保護者や地域住民に対し学校運営について説明責任を果たすことができるよう支援すること。
- (3) 美祢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び各学校間の連携を深め、学校事務を組織的・効率的に行うことにより、正確かつ質の高い事務を提供すること。
- (4) 事務職員(事務職員未配置校の事務担当者を含む。以下「事務職員等」という。)が学校経営に積極的に参画することにより、学校の活性化を図ること。
- (5) 学校事務に関する課題の解決を図ること。

(共同実施組織)

第3条 教育委員会は、学校事務の共同実施を円滑に推進するための組織として、美祢市学校事務共同実施会(以下「共同実施会」という。)及び共同実施会の運営を支援するために、美祢市学校事務共同実施協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(共同実施会)

第4条 教育委員会は、共同実施会において主体的な役割を果たす学校(以下「拠点校」という。)を指定するものとする。

- 2 拠点校の校長は共同実施会を統括し、事務長は、共同実施会の業務を総括する。
- 3 共同実施会は、教育委員会が地域の特性に応じた学校数により指定するグループで組織する。
- 4 グループは、学校の事務職員等をもって構成し、グループに学校事務の共同実施を主体的かつ専属的に行うグループ責任者を置く。

(運営)

第5条 拠点校の校長は、共同実施会において実施する業務等について、各校の校長と十分協議した上で、年度当初に共同実施計画を作成し、教育委員会へ報告しなければならない。

- 2 拠点校の校長は、共同実施計画を変更する必要がある場合は、各校の校長に了承を受けた後、教育委員会へ報告しなければならない。
- 3 拠点校の校長は、共同実施会において実施した業務等について、各校の校長の報告を受けて、年度末に共同実施報告を作成し、教育委員会へ報告しなければならない。

(業務)

第6条 共同実施会の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美祢市立小中学校事務職員の標準的職務内容について示される職務のうち共同実施により事務の効率化が図られると認められる業務

- (2) 教育委員会から委任を受けた業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、共同実施会で行うことが適当と認められる業務
(協議会)

第7条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育長
- (2) 教育委員会事務局長
- (3) 学校教育課長
- (4) 小中学校の校長
- (5) 小中学校の教頭
- (6) 小中学校の教務主任会を代表する者
- (7) 小中学校の学校事務職員等
(役員)

第8条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充て、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は拠点校の校長をもって充て、会長を補佐するものとする。
(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、副会長の在籍する学校に置くものとする。

- 2 事務局に事務局長を置き、事務局長は、事務局のある学校の学校事務職員1人をもって充てる。
(所掌事項)

第11条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 共同実施会により効率的に図られる学校事務及び業務に関すること。
- (2) 小中学校及び教育委員会との効率的かつ効果的な連携の方策に関すること。
- (3) 共同実施会による学校運営全般の支援体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、共同実施会に関する必要な事項
(守秘義務)

第12条 共同実施の業務遂行において知り得た個人情報の取扱いに当たっては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条に規定する守秘義務を厳守しなければならない。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、事務の共同実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。